

総務政策委員協議会記録

開会年月日	平成 24 年 11 月 20 日
開会時刻	午前 11 時 04 分
閉会時刻	午前 11 時 35 分
出席委員名	◎杉村 定男 ○野口 佳子 世古 明 福井 輝夫 長田 朗 中川 幸久 浜口 和久 佐之井久紀 長岡 敏彦 西山 則夫議長
欠席委員名	
署名者	
担当書記	津村将彦
審議議案	平成 25 年度の伊勢市総合計画について 自治会コミュニティ放送の整備補助制度の新設について 第 2 次伊勢市男女共同参画基本計画（案）について 伊勢市人権施策基本方針（案）について
説明者	総務部長、総務部理事、総務課長、危機管理課長 情報戦略局長、情報調査室長、行政経営課長 行政経営課副参事 環境生活部長、環境生活部参事、人権政策課長 二見総合支所長、小俣総合支所長、御園総合支所長 ほか関係参与

審議結果並びに経過

杉村委員長開会宣言後、直ちに会議に入り、「平成25年度の伊勢市総合計画について」、「自治会コミュニティ放送の整備補助制度の新設について」、「第2次伊勢市男女共同参画基本計画（案）について」、及び「伊勢市人権施策基本方針（案）について」審議され、その概要は次のとおりでした。

開会 午前11時04分

◎杉村定男委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

お諮りいたします。協議の方法につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎杉村定男委員長

異議なしと認めます。

それでは会議に入ります。

本日協議願います案件は「平成25年度の伊勢市総合計画について」、「自治会コミュニティ放送の整備補助制度の新設について」、「第2次伊勢市男女共同参画基本計画（案）について」、及び「伊勢市人権施策基本方針（案）について」の4件であります。

【平成25年度の伊勢市総合計画について】

◎杉村定男委員長

それでははじめに「平成25年度の伊勢市総合計画について」を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

情報戦略局長。

●森井啓情報戦略局長

委員の皆様方には大変お忙しいところ、総務政策委員会に引き続き協議会を開催いただきまして誠にありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、だたいま委員長から御案内いただきましたとおり、平成25年度の伊勢市総合計画について、ほか3件でございます。

詳細につきましてはそれぞれ担当課から御説明申し上げますので、何とぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎杉村定男委員長
行政経営課長。

●大西要一行政経営課長

それでは「平成 25 年度の伊勢市総合計画」につきまして、資料 1 に基づき御説明申し上げます。

御承知のとおり現在の総合計画、みんなのまちの計画の基本計画は、平成 24 年度末で期間満了を迎えます。

そして今後の総合計画のあり方、又平成 25 年度の基本計画につきましては、8 月 24 日の総務政策委員協議会におきまして御報告申し上げたとおりでございます。

8 月 24 日の総務政策委員協議会におきまして、平成 25 年度につきましては 1 年間の市政方針を作成したい旨、御報告申し上げたところでございます。

本日はその構成等につきまして御協議いただきたく御報告申し上げる次第でございます。

それでは 1 ページを御覧下さい。

まず名称につきましては現時点で、仮称ではございますが「平成 25 年度市政運営計画」といたします。

計画期間につきましては平成 25 年度の 1 年間といたします。

次に構成についてですが、「第 1 部」の基本構想と「第 2 部」の基本計画に整理いたします。

第 1 部の基本構想につきましては、現在の総合計画の基本構想「まちづくりの基本方針」の内容を掲載いたします。

そして、第 2 部の基本計画につきましては 8 つの分野に分け、内容の整理を行ないたいと考えております。

この 8 つの分野につきましては毎年度、情報調査室において作成をいたしております「行政活動報告書」の分野と同じでございます。

そして各分野の掲載内容につきましては、それぞれの分野において主な施策ごとに整理をすることといたしまして、全体として 30 から 40 程度の施策数になると考えております。

又、各分野に関連する個別計画を体系図と共にお示ししたいと考えております。

2 ページ以降が成果品のイメージの資料となっております。

3 ページを御覧いただきたいと思います。

3 ページには本計画の考え方について記載しております。本内容につきましては 8 月 24 日に御報告申し上げました内容と同じ内容を記載しております。

4 ページは目次でございます。

本日の資料でございますが、第 1 部の基本構想につきましては割愛をさせていただ

ております。

5 ページを御覧いただきたいと思います。

5 ページ以下が第 2 部の基本計画の各分野における記載のイメージとなっております。今回は第 3 章の環境分野を例にいたしまして、構成について御説明をいたします。

なお今回は、構成についての御説明を申し上げますことから、申し訳ございませんがそれぞれの記載内容につきましてはイメージとして御覧いただきたいと存じます。

第 3 章の環境分野の中には 3 つの節がございます。この節が施策となります。

先ほど御説明申し上げました施策の数については、この節の数が 30 から 40 程度になると御理解いただければと存じます。

そしてこの施策ごとの取組方針をその下に整理しております。

第 1 節「資源・エネルギー」を例にいたしますと、「311 地球温暖化防止の推進」「312 資源・エネルギーの有効利用」「313 3R の推進」、これらが取り組みの方針となります。

6 ページを御覧下さい。6 ページでは環境分野に関連する主な個別計画を整理いたしております。

7 ページを御覧いただきたいと思います。7 ページは環境分野に関連する主な計画の体系図を整理したものでございます。

8 ページを御覧下さい。8 ページは節ごとに「現況」「主な課題」、これらを整理いたしております。

それから 9 ページを御覧いただきたいと思います。9 ページでは今後の方向性を整理いたしております。今後の方向性につきましては「取組方針」及びその方針に基づく「主な取組」を整理したいと考えております。

なお今後の取り組みの方向性につきましては現在、平成 25 年度の予算編成の作業を進めているところでございますことから、その作業と調整をしながら作成していきたいと考えております。

以上、「平成 25 年度の伊勢市総合計画」について御説明をいたしました。御協議のほどよろしく願いいたします。

◎杉村定男委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので「平成 25 年度の伊勢市総合計画」につきましては、この程度で終わります。

【自治会コミュニティ放送の整備補助制度の新設について】

◎杉村定男委員長

次に「自治会コミュニティ放送の整備補助制度の新設について」を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

環境生活部参事。

●奥野やす子環境生活部参事

それでは「自治会コミュニティ放送の整備補助制度の新設」について、御説明申し上げます。

本日提案いたします事項は、防災行政無線戸別受信機廃止に伴います、自治会コミュニティ放送の整備補助制度の新設についてでございます。

防災行政無線のデジタル化によりまして、平成 25 年度には自治会の放送手段がなくなる予定です。このことから自治会コミュニティ放送設備の代替措置への支援が必要となっておりまして、関係課で具体的な検討を重ねる中で、新たな補助制度を設けることとなりましたことから提案させていただくものです。

資料 2 を御覧下さい。

「1 これまでの市全体での経過」です。

新市での「防災行政無線の管理運用」につきましても、拡声放送、いわゆる「ラップ放送」と戸別受信機やCATVでの防災放送を主とした運用の違いがある中で、平成 23 年 4 月 28 日の総務政策委員会におきまして、新たなデジタル戸別受信機の導入には多額の費用が必要となることから、全世帯への配置は行わず、ラップ設備を中心に放送内容が確認できる新たな機能としてメール配信機能の整備や難聴地域のラップ設備を増設することで提案し御了解をいただきました。

これに伴い、現在使用している戸別受信機は平成 25 年度末で廃止されることとなっておりますが、戸別受信機で各自治会の情報伝達を行っている状況から、その代替措置としての支援制度創設が必要となっております。

このことから今回「自治会コミュニティ放送整備補助制度（案）」として提案するものです。

2 番としまして「自治会コミュニティ放送整備補助制度（案）の内容」を御覧いただきたいと思っております。

補助内容（案）としましては、財政面も考慮し拡声放送設備の整備を主に、これまでの戸別受信機での情報伝達の有用性や地域性を重視する中で、地域住民の負担軽減を図ることを前提に制度を整えることとしました。

（1）といたしまして、対象として伊勢市の全自治会、173 自治会を対象とし、①拡声放送の整備、既存拡声放送設備の全面改修、増設を含みます。②としまして戸別受信機の整備。③メールでの配信整備、携帯電話及びメール読上げ機使用でございます。

この 3 つの方策から自治会が 1 つを選択することとします。

補助金額につきましては拡声放送整備費、戸別受信機親局整備費、メール配信整備費のいずれかの3分の2、限度額は250万円とし、②の戸別受信機親局整備費、③のメール配信整備費の補助につきましては、自治会世帯数の大きさに配慮する中で、戸別受信機及び携帯電話を所持しない方向けのメール読上げ機ともに限度額に含めず補助することとします。

なおメール配信整備の場合に発生するランニングコストとしてのプロバイダー接続料及びメール配信運営費、またメール機能を利用するための個人負担につきましては、いずれも補助対象外といたします。

(3) 補助制度の施行期限につきましては、合併に伴う一元化との考え方から平成25年度から平成27年度の3年間の施行期限を設けることとしています。

以上が、コミュニティ放送整備補助制度の新設についての提案となります。

なお今回の制度につきまして御了解をいただきましたら、地域へお示しし理解を求めていく予定でございますので、何卒よろしく御協議賜りますようお願いを申し上げます。

◎杉村定男委員長

ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。

長田委員。

○長田朗委員

補助金額の部分でちょっとお尋ねいたします。

整備費が3分の2ということで、ただし限度額が250万円ということなので、全体の費用が375万円であれば限度内で補助をいただけるという額ということは、想定としてはそれくらいの額を考えているのかなというふうに考えさせてもらいました。

例えば②の戸別受信機の親局の整備費という部分については、大体どれくらいかかるものなのですか。

◎杉村定男委員長

参事。

●奥野やす子環境生活部参事

戸別受信機の親局につきましては、業者さんによりましていろいろございますが、今小俣町さん等でされている戸別受信機ですね、そこらへんのもし親局ということになりますと、120万円前後という形で業者から伺っております。

◎杉村定男委員長

長田委員。

○長田朗委員

120万円前後と。例えばある自治会でこれを導入したいといった場合は、それ1つでいけるわけですね。そのエリアによっていろいろあるかと思うのですが。

そうすると子機については自己負担になるかどういふ形になるか分からないけれども、そこに書いてありますように、それについても限度額に含めず3分の2ということで子機については幾らですかね。導入するのに。

◎杉村定男委員長

環境生活部参事。

●奥野やす子環境生活部参事

今、親局120万円と言わせてもらった業者さんにつきましては、2万5,000円から3万円くらいの金額だと伺っておりますし、他のインターネットとかメール配信をさせてもらって、あと読み上げ機を扱っていただく業者さんにつきましては、大体2万5,000円くらいというふうに伺っております。

◎杉村定男委員長

長田委員。

○長田朗委員

分かりました。

②であれば120万円の親機と2万5,000円、これも補助の対象になるということで、件数分ということで配備をします。

それについては地域の負担と、3分の1については地域の負担と。戸別受信機については場合によっては個々の町民の負担になるか、若しくは何らかの財源を使って配付するかということになると思うのですけれども、結構高額ではないかなというふうに感じるわけですが、幾らでも補助をすればいいという問題ではないわけで、全額するわけにはいかないのだからこういう形になったと思うのですけれども、これは見積もりの出し方、業者によってかなり変わるものなのですか。

◎杉村定男委員長

環境生活部参事。

●奥野やす子環境生活部参事

今、2つの業者さんから提案はいただいているところですが、あくまでも自治会さんがどの業者さんを選ばれるかによって違ってきますし、変な話ですがけれども100世帯の自治会さんが選ばれるのか、1つの大きな町自体が3,000世帯が選ばれるかによって業者さんもそこらへんの対応が違ってこようかと思っておりますが、市が仲立ちという形ではございません。自治会さんが選んでいただくという形で、その整備に対して市が補

助をさせていただきたいと考えているところでございます。

よろしく申し上げます。

◎杉村定男委員長

長田委員。

○長田朗委員

自分の住んでいる地区のことでちょっと質問なのですけれども、今現在、私は高麗広なのですけれども、戸別受信機ということで拡声器ではとてもじゃないけど届く範囲ではないので、戸別受信機でやっています。

ところがそれはその地域の情報とかは流すことができないのですけれども、その場合も親機ということで120万円相当のものを設置すれば繋がる形になるのでしょうか。

◎杉村定男委員長

環境生活部参事。

●奥野やす子環境生活部参事

今、私共が整備の補助をさせてもらっているのは、自治会放送に対してです。防災行政無線という形ではなくて自治会放送に対してですので、今言われます、入れていただきますと自治会の放送が全て流れるという形の放送設備の整備という形でございますので、よろしく願いいたします。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

浜口委員。

○浜口和久委員

この中で補助金額の2の②なのですが、限度額に含めず希望する世帯を対象に、と書いてあるのですが、例えば1軒に1個という形なのですか。

◎杉村定男委員長

環境生活部参事。

●奥野やす子環境生活部参事

1世帯に1個の戸別受信機というふうに考えております。

◎杉村定男委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

1世帯に1個というと、例えば2世帯住宅で1つの家という形ですと、世帯だから2個になるのですか。そこまでオッケーなのですか、どうですか。

◎杉村定男委員長

環境生活部参事。

●奥野やす子環境生活部参事

すみません、そこらへんにつきましては今後検討させて下さい。

◎杉村定男委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

先ほどちょっと長田委員の質問の中で、防災行政無線、防災の関係ではないと、自治会コミュニティ放送の整備の新設だというふうな部分で聞かせていただきました。

これで私達の町内、私は海岸沿いなのですが、防災行政無線を今現在ラップ放送で全部やってもらっています。

町内放送なんかもラップ放送でやっているのですけれども、声はかなり戸別受信機、防災行政無線の戸別受信機を付けていただきたいと、その当時、多少の負担は払ってもいいから何とかできないのかなという声はかなり上がっておりました。

この部分につきまして、今回この先ほど何社か業者の方が来てみえるというお話も聞かせていただいたのですが、この部分について防災行政無線で流れてきたものをこちらへ変換して戸別受信機へも流れるような技術というのは、今はあるのでしょうか、ないのでしょうか。

◎杉村定男委員長

環境生活部参事。

●奥野やす子環境生活部参事

業者さんからは、戸別受信機に防災行政無線を繋ぐことは可能だと聞かせてもらっています。

◎杉村定男委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

防災行政無線はデジタルですよ。今現在、使っている戸別受信機は全部アナログだと思っているのですが、そうしますとデジタル式に戸別受信機も全部、替えるという形

でよろしいのですか。

◎杉村定男委員長
環境生活部参事。

●奥野やす子環境生活部参事

今ここで言わせてもらっている戸別受信機は、あくまでもアナログの戸別受信機でございますが、技術的にその接続は可能だというふうに伺っております。

◎杉村定男委員長
浜口委員。

○浜口和久委員
ありがとうございます。

そこで先ほどお答えいただきました中で、防災行政無線の内容も戸別受信機のほうへ変換することができる、戸別受信機で聞くことができるということでお聞かせをいただきましたので、市民交流課さんのほうで設立していただく制度ではございますけれども、防災の観点からもかなり使えるメリットはあるのかなと思いますので、そういった中で災害弱者というふうな方の部分を防災のほうで何とか取り入れていただくようなことはできないのかどうか、そこらへんのところの考えは如何でしょうか。

◎杉村定男委員長
危機管理課長。

●中居涉危機管理課長

ただいまの浜口委員さんのお尋ねに対しましてですが、災害弱者に対しての戸別受信機の整備につきましては、この今回のコミュニティ放送とはまた別途、防災行政無線の戸別受信機ということで平成25年度に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎杉村定男委員長
浜口委員。

○浜口和久委員
検討していただくのですね。25年度に。分かりました、結構です。

◎杉村定男委員長
他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようでありますので、自治会コミュニティ放送の整備補助制度の新設につきましては、この程度で終わりたいと思います。

【第2次伊勢市男女共同参画基本計画（案）について】

◎杉村定男委員長

次に「第2次伊勢市男女共同参画基本計画（案）について」を議題といたします。
当局から説明をお願いいたします。
市民交流課副参事。

●鈴木光代市民交流課副参事

それでは第2次伊勢市男女共同参画基本計画（案）について、御説明申し上げます。
資料3-1を御覧下さい。

男女共同参画社会の構築に向けて伊勢市は男女共同参画都市を宣言し、その後、推進条例を策定しました。

現在、条例の規定に基づいた基本計画に掲げた施策を推進しているところです。

この現行の計画期間が今年度までであることから、来年度以降の計画を策定する必要があり、有識者、関係団体の代表、公募市民の皆さんで構成する男女共同参画審議会へ、計画作りを諮問しておりましたところ、中間案としてまとまりましたので御報告申し上げます。

資料3-2を御覧下さい。

表紙の次に目次がございます。

第1章から第5章まで5つの章に分けて、それぞれ「基本的な考え方」「基本理念」「目標と体系」「具体的施策」「推進体制の充実と強化」を記載しております。

基本的には現行の計画を踏襲しておりますが、今後、特に強化しようとしている点は働く場における男女共同参画の推進、防災分野への女性の参画推進、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」いわゆるDV防止基本計画として位置付けているところです。

働く場における推進に関しては第4章、具体的施策の3つ目「働く場における男女共同参画の推進」として19ページから22ページに掲載している他、家庭・地域における取り組みの中で、生活と仕事の両立支援としても掲げております。

防災に関しましては具体的施策2つ目の「家庭・地域における男女共同参画の推進」の中で、施策の方向性の1つ、まちづくりにおける男女共同参画の推進の項の中に掲げております。

またDV防止に関しましては、6つ目の「男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」、28ページから31ページに記載してございますが、この内容をもってDV防止基本計画に位置付けるものでございます。

この後、広く市民の皆様から御意見を募集するため、11月26日から1ヵ月間、パブリックコメントを実施することとしております。

パブリックコメント期間中にいただいた御意見も反映させた上で審議会からの答申を受け、今年度中に完成の予定です。

以上、第2次伊勢市男女共同参画基本計画（案）について御説明させていただきました。よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎杉村定男委員長

説明は終わりましたが、ただいまの説明に対しまして御発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎杉村定男委員長

よろしいですか。

御発言もないようですので「第2次伊勢市男女共同参画基本計画（案）」につきましては、この程度で終わります。

【伊勢市人権施策基本方針（案）について】

◎杉村定男委員長

次に「伊勢市人権施策基本方針（案）について」を議題といたします。

当局からの説明をお願いいたします。

人権政策課長。

●西川貴也人権政策課長

それでは人権政策課から伊勢市人権施策基本方針(案)について御説明申し上げます。

御手元の資料4-1を御覧下さい。

本基本方針（案）は本年8月24日の協議会に御報告申し上げた伊勢市人権施策基本方針（案）の経過についてでございます。

基本方針（案）につきましましては、協議会報告後の9月18日から1ヵ月間にわたり、市役所をはじめとする市内公共施設27箇所においてパブリックコメントを実施いたしました。

印刷物の閲覧に併せ、市のホームページにおいても意見を募集したところでございます。

この期間においてお1人の方から4件にわたる御意見をいただきました。

内容については、障がい者の人権にかかる項目が3点とアイヌの人々の人権に関する提案が1件でございました。

またパブリックコメントと共に市議会からの御意見、時点修正等々を織り交ぜ基本方針（案）を修正いたしました。

修正箇所については資料4-1の2番に記載させていただいたところでございます。

ここにあります「基本方針案 ページ・行」につきましては、8月24日にお示ししました修正前の基本方針（案）を基にしておりますので、本日に御配付いたしております資料4-2とは若干ページ・行数がずれておりますこと、御了解賜りたいと思います。

まず1点目の修正箇所でございます。第1章の冒頭部分の説明を追加させていただきました。

2点目はパブリックコメントでの提案でございます。

1ページから始まる「国際的な状況」の中に「障害者の権利条約」についても記載されたいとの旨でございましたので、資料のとおり時系列の中に組み込ませていただき、併せて年号をふらせていただいたところでございます。

3点目は現時点にあった内容に時点修正いたしました。

4点目もパブリックコメントの提案でございます。

平成23年8月の障害者基本法の抜本的改正についての記載提案でございます。この改正は、基本的理念も変わる大きなものでしたので資料のように記載内容を変更したところでございます。

5点目もパブリックコメントの提案でございます。

相談支援体制についての記載を提案されており、資料のとおり項目を追加させていただきました。

6点目は、市議会においても御意見をいただきました拉致問題についてでございます。

従来より位置付けが高まったことを受け、新たに頭出しをさせていただきました。また、このことを受け最後の修正点として文章中の「北朝鮮当局による拉致」という文言を削除させていただきました。

なおパブリックコメントにありましたアイヌ文化振興法の改正については「一般社団法人・一般財団法人に関する法律」に基づき、施設の管理に指定管理者が含まれる旨の改正であったため、特に計画への反映はしてございません。

以上がパブリックコメント等を受けて市の基本方針の最終案としたい考え方でございます。

本日、御手元でございます資料4-2については、これらの修正及び年表資料の追記を反映させたものでございます。

以上が伊勢市人権施策基本方針（案）についてでございます。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎杉村定男委員長

説明をいただきました。ただいまの説明に対し御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

よろしいですか。

御発言もないようですので「伊勢市人権施策基本方針(案)」につきましてはこの程度で終わります。

以上で御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を閉会いたします。

どうも御苦勞さんでございました。

閉会 午前 11 時 35 分